

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）に付します。

令和 7 年 9 月 22 日

支出負担行為担当官

北海道警察会計担当官 友 井 昌 宏

1 入札に付する事項

- (1) 工事の名称 警察本部機動隊舎厨房機器修繕
- (2) 工事の場所 札幌市南区真駒内南町 6 丁目 17 番 462
- (3) 工事の期間 契約締結日の翌日から 150 日間
- (4) 工事の概要 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、単体企業であり、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 内閣府で作成する令和 7・8 年度建設工事競争入札参加資格有資格者名簿において、業種が「管」で北海道地域の競争資格を有する者であること。
- (4) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 暴力団排除に関する契約事項（別紙）について、誓約することができる者であること。
なお、当該誓約事項の誓約は、入札書の提出をもって行うものとする。

3 入札手続等

- (1) 担当部局 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目
北海道警察本部総務部施設課契約係
電話番号 011-251-0110 内線 2301
- (2) 契約条項を示す場所 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道警察本部総務部施設課
- (3) 入札説明書等の交付場所に関する事項
 - ア 交付場所
札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道警察本部総務部施設課
 - イ 交付期間
令和 7 年 9 月 22 日（月）から令和 7 年 10 月 15 日（水）までの行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで。
 - ウ 交付方法
アの場所で交付する。
なお、入札説明書は北海道警察本部のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/soumu/sisetu/sisetuka.html>）からダウンロードすることができる。
- (4) 競争参加資格確認申請書及び関係書類の提出場所及び提出期間等
 - ア 提出場所
札幌市中央区北 2 条西 7 丁目
北海道警察本部総務部施設課契約係
電話番号 011-251-0110 内線 2301
 - イ 提出期間
令和 7 年 9 月 22 日（月）から令和 7 年 10 月 8 日（水）まで（休日を除く。）の毎日午前 9

時から午後5時まで。

ウ 提出書類

- 競争参加資格確認申請書
- 事業所の概要調査表
- 資格審査結果通知書（内閣府、令和7・8年度）の写し

エ その他

上記アに持参すること。

郵送等による場合は、令和7年10月8日（水）午後5時までに必着すること。

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部 1階入札会場

イ 日時 令和7年10月16日（木） 午後1時50分

(6) 工事費内訳書の提出等

初度の入札書提出時に、工事費内訳書（以下「内訳書」という。）をあらかじめ作成の上、入札書とは別の封書に入れて提出すること。

なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書の内容を確認する入札において、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

(7) 郵便等による入札 認めない。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除とする。

(3) 契約保証金 請負金額の10分の1以上とする。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、競争参加資格の確認を受けてない者の入札、申請書（関係書類含む）に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) その他

ア この入札及び契約は、手続の停止等が有り得る。

イ この入札の執行は、公開する。

ウ 詳細は、入札説明書による。